

# 第5次定員適正化計画

(令和5年4月1日～令和15年4月1日)

令和5年3月

能 登 町

## 【目次】

1. はじめに	1
2. 定員適正化計画の内容	
(1) 計画期間	2
(2) 計画の対象	2
(3) 計画の見直し	2
3. 定員適正化の方法	
(1) 退職者、再任用職員数と採用者数の調整	2
(2) 人材育成	2
(3) 事務事業の見直し	2
(4) 組織機構の改善	2
(5) 民営化等の推進	2
(6) DXの推進	3
4. 職員数の現況	
(1) 部門別職員数の状況	4
(2) 類似団体別職員数との比較	4
5. 職員数年度別計画	
(1) 年度計画目標	5

## 1. はじめに

当町は合併以来、財政健全化に向け徹底した歳出削減や事務事業の見直し、効率的な行政運営の推進を実施し、また並行して職員の定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として、第1次から第4次定員適正化計画を策定し、職員数の削減、適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を推進し、総人件費の抑制に努めてきました。

このような中、令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、新たな人事制度として令和5年4月より職員の定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることになりました。このことに伴い、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことや組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任等や定年前再任用短時間勤務の制度などが設けられました。地方公共団体は、様々な行政分野で住民に身近な行政サービスを担っており、各団体においては、定年の引上げ後においても、行政サービスを将来にわたり安定的に提供することが求められています。

今後、定年が段階的に引き上げられ、65歳定年制度の完成は令和13年4月となること、また、その間、定年退職者が2年に一度しか生じないことや定年の引上げが行われないと仮定した場合と比べると定年退職者数が相当程度減少すると見込まれることを踏まえると、行政サービスを安定的に提供できる体制を確保していくため、中長期的な観点から、新規採用者の数をはじめとする定員管理のあり方について見直しを図る必要が生じました。

このことを踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念のもと、これまでの定員適正化の取り組みの成果を検証しつつ、更なる職員数の削減を図るとともに、60歳以降の職員の働き方の動向並びに「能登町第二次総合計画」、「能登町創生総合戦略」、「能登町公共施設個別施設計画」を着実に実行することや、その他の行政需要の動向を見定めながら適正な職員配置を行い、より一層の効率的で効果的な執行体制を確立することを目的に、「第5次定員適正化計画」を策定するものです。

## 2. 定員適正化計画の内容

### (1) 計画期間

令和5年4月1日から令和15年4月1日までの10年間とします。

### (2) 計画の対象

本計画の対象は、原則として地方公共団体定員管理調査に定められる調査対象職員から地方公営企業法の全部を適用している事業（水道、下水道）及び地方公営企業法の財務規定等のみを適用している事業（病院）に係る職員を除外した職員とします。

### (3) 計画の見直し

本計画は、定年の延長に伴う対象職員の勤務動向を踏まえ、また、行政需要の動向を見定めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 3. 定員適正化の方法

### (1) 退職者数等の見込みと新規採用者数の検討

計画期間中は、60歳以降の職員の働き方の動向を踏まえた退職者数を見込んだ上で、定年が段階的に引き上げられる移行期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことを踏まえ、安定した採用者数の確保と年齢構成の偏りを抑制する観点から、新規採用者数の平準化を行うことを基本とし、行政需要の動向も考慮して決定します。

### (2) 人材育成

「能登町人材育成基本方針」に基づき、町民の負託に応え、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、能力開発を推進します。

### (3) 事務事業の見直し

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の投資効果を得るために、民間の経営感覚や発想を取入れた事務事業の見直しを推進します。

### (4) 組織機構の改善

新たな行政課題や町民の多様なニーズに弾力的かつ的確に対応するため、組織・機構全般の点検を常に行い、簡素で合理的な組織・機構への不断の見直しによる役場機能の向上を進めます。

### (5) 民営化等の推進

簡素で効率的な行政経営を目指し、町民サービスの向上と経費節減を図るため、事務事業の外部委託など、民間活力を積極的に活用することとします。本

計画期間では、総合支所、多目的交流センター、CATV等の町民サービスに直接的に関係の深い施設を維持するものとしています。

#### (6) DXの推進

「能登町DX推進計画」に基づいたデジタル化を進め、より質の高い町民生活や包摂的な社会を実現し、持続可能なまちづくりを計画的に進めるとともに、行政の効率化を図ります。

#### 4. 職員数の現況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

部 門		区 分	職 員 数 (人)					
			H20	H30	R1	R2	R3	R4
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	4	3	3	3	3	3
		総務・企画	83	69	72	71	67	67
		税 務	18	12	12	12	11	11
		労 働	2	2	2	2	2	1
		農林水産	25	14	16	15	14	14
		商 工	11	6	6	6	6	6
		土 木	16	12	12	11	11	12
		小 計	159	118	123	120	114	114
	福 祉 関 係	民 生	79	57	60	59	59	59
		衛 生	33	28	28	28	27	25
		小 計	112	85	88	87	86	84
	一般行政部門 計		271	203	211	207	200	198
	教 育		37	28	27	27	27	26
普通会計 計		308	231	238	234	227	224	
地方公営企業法非適事業部門		23	15	15	13	13	15	
総合計		331	246	253	247	240	239	

(2) 類似団体別職員数との比較【類型：町村IV-2】

区 分	R3.4.1 職員数 人 A	単純値※1による比較			修正値※2による比較		
		単純値 人 B	超過人数 人 C(A-B)	超過率 % C/A	修正値 人 D	超過人数 人 E(A-D)	超過率 % E/A
一般行政 計	200	126	74	37.0	138	62	31.0
普通会計 計	227	154	73	32.2	165	62	27.3

※1 単純値

職員が配置されていない部門を考慮することなく集計して、平均値を算出。

※2 修正値

団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出。

5.職員数年度別計画

(1) 年度計画目標

(単位：人)

	令和4年度				令和5年度				令和6年度						
	R4.4.1				R5.4.1				R6.4.1						
内訳	再任用 以外 (60歳以下)	再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用 以外 (60歳以下)	暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計		
									60歳 以下	61歳 以上					
職員数	209	19	11	239	211	15	7	233	213	2	14	9	238		
	令和7年度				令和8年度				令和9年度						
	R7.4.1				R8.4.1				R9.4.1						
内訳	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計
	60歳 以下	61歳 以上				60歳 以下	61歳 以上				60歳 以下	61歳 以上			
職員数	219	1	6	5	231	219	3	6	5	233	220	4	4	6	234
	令和10年度				令和11年度				令和12年度						
	R10.4.1				R11.4.1				R12.4.1						
内訳	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計
	60歳 以下	61歳 以上				60歳 以下	61歳 以上				60歳 以下	61歳 以上			
職員数	218	9	3	4	234	216	10	3	5	234	214	14	1	4	233
	令和13年度				令和14年度				令和15年度						
	R13.4.1				R14.4.1				R15.4.1						
内訳	暫定再任用以外		暫定 再任用 (フルタイム)	新規 採用	合計	暫定再任用以外		新規 採用	合計	暫定再任用以外		新規 採用	合計		
	60歳 以下	61歳 以上				60歳 以下	61歳 以上			60歳 以下	61歳 以上				
職員数	207	19	2	5	233	201	25	4	230	192	28	5	225		

※下水道、水道、病院事業会計を除く